

日税FPメルマガ通信



2025年8月20日発行

編集: 税理士 FP 実務研究会事務局

(株)日税ビジネスサービス

東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー29階

第439号

◆これから新 NISA を利用する人が知っておくべき注意点

2024 年 1 月からスタートした新 NISA は、非課税保有期間が無期限になり、口座開設期間も恒久化されるなど旧 NISA よりも使いやすくなりました。ところが、新 NISA の認知率は 82.4%と高い一方で、知っている人のうち実際に新 NISA を利用している人の割合は 24.2%に止まっています。これから新 NISA を利用される人のために、利用するときの注意すべき点について改めて詳しく解説します。

新 NISA の概要

	併用可	
種類	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資枠（合計 360 万円）	120 万円	240 万円
非課税保有限度額	1,800 万円（成長投資枠は内 1,200 万円）	
非課税保有期間	無期限	
口座開設期間	恒久化	
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等 ①整理・管理銘柄②信託期間 20 年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託を除外
対象年齢	18 歳以上	

(1)年間投資枠の未使用分は翌年に繰り越してできない

2024 年からの新 NISA では、つみたて投資枠がつみたて NISA の 3 倍の年間 120 万円、成長投資枠が一般 NISA の 2 倍の年間 240 万円に拡大され、併用により合計で年間 360 万円まで拡大されました。ただし、年間投資枠を使い切らなかった場合でも、残りの枠を翌年に繰り越すことはできません。

(2)成長投資枠は非課税保有限度額のうち 1,200 万円まで

2024 年からの新 NISA では、生涯を通じての非課税保有限度額が新たに設けられ、1,800 万円が上限となりましたが、成長投資枠はそのうちの 1,200 万円が上限となります。一方で、つみたて投資枠のみで 1,800 万円を利用することは可能です。

(3) 金融商品を売却しても同一年内は年間投資枠の再利用はできない

NISA 口座で保有している金融商品を売却した場合、その金融商品の購入分の年間投資枠を同一年内に再利用することはできません。翌年以降に売却した商品の簿価(取得金額)の分だけ非課税投資枠が復活し、再利用することができます。例えば、1,800 万円の非課税保有限度額まで枠を使っている場合でも、取得金額が 200 万円の資産を売却すると、翌年以降に 200 万円の非課税枠を再利用することができます。なお、1,800 万円を売却した場合、復活した 1,800 万円の枠を一度に全額使えるわけではありませんので注意が必要です。翌年の投資可能額は 1 年で投資できる額(合計で 360 万円)が上限です。

(4) 一般口座・特定口座で保有中の金融商品の NISA 口座への移管は不可

NISA 口座は 1 人につき 1 口座しか開設することができません。そして、NISA 口座を利用できるのは、金融商品購入時に NISA 口座を利用すると決めた場合のみです。すでに一般口座や特定口座で保有している金融商品を、NISA 口座に移管することはできません。

(5) 金融機関によって購入できる商品に違いがある

銀行と証券会社では購入できる金融商品に違いがあります。株式の取引をする場合は、証券会社でのみ可能です。

(6) 損益通算や繰越控除ができない

一般口座や特定口座では、投資により損失が発生した場合でも他の取引で発生した利益と相殺する損益通算が可能です。NISA 口座で発生した損失については損益通算ができず、損失の繰越控除もできません。

(7) 米国株・米国 ETF には 10%課税される

米国株・米国 ETF の配当金には米国で源泉徴収税 10%が課税されます。この米国での課税分は新 NISA でも免除されません。また、新 NISA 口座では、外国税額控除の対象外なので、米国で課された税金(10%)を日本で取り戻すことはできません。

株式会社日税経営情報センター

2018 年創業。全国の中小企業や経営者に対して、顧問税理士と共に経営に関する専門的なコンサルティング及び、M&A をはじめとした資産・事業承継を検討から実行までのサービスを提供している。

■■■■ 著作権 など ■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンにより依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。

参考

日税経営情報センター コラム (信託): <https://www.nbs-nk.com/column/index.php?category=trust>